

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 8 月 1 日 (火) 第 435 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 618 号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 5 年 8 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25433	令和 5 年 7 月 21 日	雑 誌	i h r H e r t z 7 月 号 01771-7	大 洋 図 書	全 部	著 しく 青 少 年 の 性 的 感 情 を 刺 激 し , そ の 健 全 な 育 成 を 阻 害 す る お そ れ が あ る 。
25434			E X 特 ダ ネ N G S H O T 34 01968-6	イ ン テ ル フ イ ン		
25435			E X M A X D E L U X E 2023 初 夏 特 大 号 65370-17	文 友 舎		
25436			芸 能 S 級 お 宝 特 ホ ウ V I I I I P ! ! ! V o l . 8 01968-7	イ ン テ ル フ イ ン		
25437			漫 画 ロ マ ン V o l . 17 60114-92	一 水 社		

鹿 児 島 県 告 示 第 619 号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和5年8月1日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第25号	東峯 勝則 日置市東市来町長里3927 番地2	幼苗の育成	東峯 勝則 日置市東市来町長里3927 番地2

鹿児島県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年8月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ミヤガハマ薬局	指宿市西方6735	令和5年 8月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年8月1日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ACG	鹿児島市下荒田三丁目17-1-3F	訪問看護ステーションあおぞら始良	始良市宮島町10-7トモノテナントC室	令和5年 8月1日	育成医療・更生医療
株式会社グレイトフルリンク	鹿屋市札元二丁目3820-42	訪問看護ステーションヒカリ	鹿屋市札元一丁目19-28ビルドキューブ鹿屋101号	令和5年 8月1日	育成医療・更生医療
医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	名瀬徳洲会訪問看護ステーション	奄美市名瀬朝日町28番地1	令和5年 8月1日	更生医療

鹿児島県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年8月1日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
グリーン薬局	枕崎市折口町119番地	令和5年 8月1日	育成医療・更生医療
日本調剤鹿屋薬局	鹿屋市新川町6081-1	令和5年 8月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第623号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和5年8月1日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1243号	副産動物質肥料	豚コンソル	窒素全量 9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地	令和5年6月15日
鹿児島県肥第1306号	蒸製骨粉	蒸製骨粉S UN	窒素全量 3.0 りん酸全量23.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地	令和5年6月15日

始良・伊佐地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年8月1日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はなづな	始良市西餅田 426-1	株式会社T&K	始良市西餅田 2018番地2	岡井 貴宏	令和5年 5月1日	放課後等 デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年8月1日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共生型訪問介護ステーションあ いせい	始良市東餅田 1760番地NFビ ル102号	株式会社始済会	始良市東餅田 1760番地NFビ ル102号	海江田 稔	令和5年 6月15日	同行援護

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 5 年 6 月 20 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 30 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 5 年 8 月 1 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第 74 条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	26, 475	
地方自治法第 75 条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数		
地方自治法第 76 条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	265, 465	
地方自治法第 80 条第 1 項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149, 468
	鹿屋市・垂水市区	31, 179
	枕崎市区	5, 591
	阿久根市・出水郡区	8, 145
	出水市区	14, 326
	指宿市区	10, 881
	西之表市・熊毛郡区	10, 992
	薩摩川内市区	25, 514
	日置市区	13, 027
	曾於市区	9, 545
	霧島市・始良郡区	36, 660
	いちき串木野市区	7, 515
	南さつま市区	9, 111
	志布志市・曾於郡区	11, 584
	奄美市区	13, 228
	南九州市区	9, 266
伊佐市区	6, 840	
始良市区	21, 320	
薩摩郡区	5, 509	
肝属郡区	9, 563	
大島郡区	15, 848	
地方自治法第 81 条第 1 項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	265, 465	
地方自治法第 86 条第 1 項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第		

1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第73号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 8 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pプロゴルファー猿V1	豊丸産業株式会社	3P0585
ぱちんこ遊技機	PA満開爛漫GO	豊丸産業株式会社	310210
ぱちんこ遊技機	PストリートファイターV K. O. RUSH FMW	株式会社藤商事	310226